

社会復帰促進等事業(労働福祉事業)の見直しについて

○ 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする。

検討結果

- 費用負担者である事業主団体(日本経団連、日商、全国中央会)の参画により、「労働福祉事業見直し検討会」を開催。
- 新たな事業を労災保険にふさわしいものに限定する観点から、個別事業を精査。
 - ①保険給付を補完し、保険給付事業と一体的に運営される事業
 - ②労働災害の防止、職場環境の改善等保険給付の抑制に資する事業

<見直し検討会報告(平成18年8月)>

・労働条件確保事業の廃止

- ①社会復帰促進事業
- ②援護事業
- ③安全衛生確保事業
- ④労働条件確保事業

- ①社会復帰促進事業
- ②援護事業
- ③安全衛生確保等事業 (保険給付事業の健全な運営を確保するための事業)

- ・全事業(76事業)の約4割にあたる31事業については、廃止・整理。残りの45事業については、全て、一層の効率化、低コスト化の検討。※その後、労働政策審議会における議論により、廃止する事業を1つ追加。
- ・事業名の変更(「労働福祉事業」を改め、より事業内容を反映した名称とする。)

予算への反映

平成17年度予算額1,222億円⇒平成20年度予算額 969億円(対17年度比▲253億円(▲20.7%))
⇒平成21年度当初予算額 902億円(対前年度比▲ 67億円(▲ 6.9%))
(対17年度比▲320億円(▲26.2%))

※ 保険料率は、平成18年度及び平成21年度に引下げ(H17年度:1000分の7.3→H18年度:1000分の7.0→H21年度:1000分の5.4
(社会復帰促進等事業に関する保険料率は、H17年度1000分の1.5→H18年度1000分の1.4→H21年度1000分の1.1に引下げ)

※ 平成21年度までに、平成17年度予算(1,222億円)と比べて4分の1削減(▲305億円)を目標とし、21年度当初予算で達成
(なお、経済情勢の急激な悪化による企業倒産件数の増加を踏まえ、未払賃金立替払制度の原資の増額を21年度補正予算で措置
(74億円))